

障がいがある方のために使用する自動車の税金が減免される場合があります

⑧身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで、障がいの程度が一定の範囲に該当する方
※該当の等級については、お問い合わせください。

減免対象車両

- ①障がい者が所有・運転するもの
- ②18歳未満の障がい者と生計を共にするご家族が所有・運転し、障がいのある方の通院・通学等に使うもの
- ③障がい者が所有し、生計を共にするご家族が運転して障がい者の通院・通所等に使うもの（精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aの場合、生計を共にするご家族が所有する場合も対象となります。）

※軽自動車・普通自動車のいずれか一台で、事業用ものは除きます。

⑨納税通知書、自動車検査証または標識交付証明書、運転免許証（運転される方のもの）、個人番号カードまたは通知カード、身体障害者手帳等（原本）、印鑑
※自動車税の減免申請でご家族が運転する場合、同一生計証明書（市役所障がい

福祉窓口で交付）、通院・通学等の証明書（各病院・学校等で交付）が必要です。

申請期間

軽自動車税 納税通知書を受け取った日から5月31日（金）

自動車税 4月1日（月）～5月31日（金）

⑩・⑪軽自動車税について

総務部税務課 市民税係

☎63-5110

自動車税について

県佐渡地域振興局県税部収税課

☎74-3310

新入学（園）児を守る交通安全週間

4月8日（月）～14日（日）

新入学（園）・新学期に向けて、交通安全について子どもと一緒に考えましょう！

気づくついでさうー！ 気になるからだのサイン

こころの悩みを抱えていたり、一人で思い悩んでいたりしませんか？
あなたの周りの人は悩みを抱え込んでいませんか？
自分では病気と気づかない場合も多いので、周りの人が変化に気づくことも大切です。

次の3つの症状があったら要注意！

○眠れない（途中で目が覚める、朝早くに目覚める）

○食欲がない（または急に食欲が出てきた）

○気分が落ち込む（朝がつらい、夕方になると少し楽になる）

このような症状が2週間以上続くとうつ病の可能性があります。一人で悩まず専門機関に相談しましょう。うつ症状が強くなると、一人では

相談に行く・受診する等の行動をとることができません。まずはご家族の方だけでも相談に行きましょう。

⑫佐渡保健所地域保健課

保健指導担当 ☎74-3407

市民福祉部市民生活課健康推進室

健康増進係 ☎63-3115

市障がい者基幹相談支援センター

☎63-3127

県こころの相談ダイヤル

☎0570-783-025

お買い物はマイバッグ持参で！

市では、地球温暖化の要因の一つである「CO2削減」など環境にやさしい取り組みの一環として、平成19年度から「レジ袋ゼロ運動」に取り組んでいます。

平成29年度の調査では8割の方がマイバッグを利用しており、取り組みが浸透してきています。「買物の際は必ず持参する」、「車にはいつもマイバッグを乗せておく」など、一人一人が環境にやさしい取り組みにご協力をお願いします。

レジ袋ゼロからごみの減量化を目指し、さらに3R*への意識を持ち、「美しい島佐渡・環境にやさしい島佐渡」へ向けて取り組みを進めていきましょう。

※3Rとは、リデュースReduce（ごみを出さない）、リユースReuse（繰り返し使う）、リサイクルRecycle（再生利用する）の3つのRのことで、ごみを減らすための取り組みのキーワードです。

⑬市民福祉部環境対策課 クリーン推進係

☎63-3113